

草の根技術協力案件形成にあたって参考になるポイント・留意点

2016年9月1日（木）

JICA 中部 市民参加協力課 NGO・草の根班

- プロジェクト計画の立て方
 - やりたいこと（活動）が先行してしまう
 - まずは、何を狙いたいのか（プロジェクト目標）を決める
 - PDMの作り方については、まずはPCM研修等の受講を推奨！

- 草の根技術協力事業の主旨と合致することが大切！
（支援型・パートナー型・地域提案型共通）
 - ① 人を介した「技術協力」であること
 - ② 開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ内容であること
 - ③ 日本の団体が行い、日本の市民が国際協力に対する理解・参加を促す機会となること

※医療行為を伴う事業は対象外
※事業実施団体の経済的利益に結び付くと考えられる事業は対象外

- 共同事業体を結成して応募する場合（パートナー型）
 - 代表団体の直近2年間の開発途上国・地域への支出実績に基づく提案上限金額
 - 代表団体からプロジェクトマネージャーを配置する
 - 代表団体が事業の経理処理や報告書作成を行い、JICAへ提出する
 - ただし、副団体も、草の根事業実施の実績としてカウントされる。（パートナー型を副団体として実施した場合、支援型は応募できない）
 - 副団体が、将来、草の根事業を応募する際、副団体として実施した事業費は、開発途上国・地域への支出実績にはならない
 - 資格審査は共同事業体のすべての構成員が対象となる

- 事業対象地域の安全情報
 - 事業対象地域が、外務省の海外安全情報で「レベル2：不要不急の渡航はやめてください」とされる場合は、事業提案書締切日の1か月前までに国内機関へ要相談の上、安全対策の対応について協議する必要があります。

※海外安全情報で「レベル3：渡航はやめてください（渡航中止勧告）」または、「レベル4（渡航はやめてください（退避勧告）」とされる地域での事業提案は応募不可。

- ミャンマーへの応募は得に注意が必要
 - 中央省庁との合意文書（MOUなど）

※査証や移動許可、輸入許可等、団体がミャンマーで活動するにあたって必要となる事項について、ミャンマー側から団体に対して便宜を図ることが担保されている文書が必要

- NGO 登録（又は仮登録の場合は、仮登録証）

□ 持続可能性の確保

- 事業成果の持続性確保のための具体的な仕組みづくりが考慮されているかも審査の視点に含まれます。

□ 提案額と事業規模と計画・実施体制との整合性

スキーム	事業規模	事業期間	募集回数（通常）	備考
支援型	1,000 万円以下	3 年以内	年 2 回	・ 事前コンサルテーション必須 ・ 国内外での活動実績 2 年以上 ・ 任意団体でも応募可
パートナー型	1 億円以下	5 年以内	年 2 回	
地域提案型（2013 年以降募集なし）	3,000 万円以内	3 年以内	年 1 回	2013 年度以降、地域提案型を代替する事業として、補正予算により地域活性化特別枠を実施中
若しくは地域活性化特別枠（補正予算）	6,000 万円程度 （年度によって異なる）	3 年以内		

※全て 1 件あたり

- 審査では、

- ①「プロジェクト目標とアウトプットに応じた事業規模と計画になっているか」
 - ②「提案団体の実施体制に対して、無理のない設定となっているか」
- という観点からも検討します。

□ 実施団体による提案件数（1 回の応募につき）

- 支援型・パートナー型：1 団体 1 提案
- 地域提案型/地域活性化特別枠：1 団体 複数提案 OK

□ 相手国側の実施体制の確認

- 意思疎通はちゃんとできますか？
- 相手国側で協力してくれる（事業の責任を持ってくれる）人がいますか？

□ 日本側の実施団体の体制

- 個人プレーではなく、事業はチームで実施する
- プロジェクトマネージャーのみならず、会計担当や国内調整員の人員確保も必須

以上